

菊池市ひとり親家庭等医療費助成制度

(平成30年4月1日以降受診分について)

1. 医療費の助成について

☆ 助成対象年齢 ☆

児童は、満18歳に達する以後の3月31日までの間

親は、児童が20歳に達する月までの間(児童を扶養している者)

ただし、親は児童が転出等した場合は停止となります。

☆ 医療費の助成方法は2種類です。☆

・窓口にて3分の1(小数点切上げ)のみ支払う現物給付

・従来のおり領収書の提出により、3分の2(小数点以下切捨て)を助成する償還払い

●現物給付が出来る場合●

菊池市内の医療機関を外来で受診した際は受給証と保険証を医療機関に提示してください。支払いの際に保険適用医療費の支払額は3分の1(小数点切上げ)となります。

- ・菊池市内の医療機関での外来受診のみ
- ・公費負担制度を利用しない受診であること
- ・ひと月に1医療機関での一部負担金が21,000円を超えていない場合
- ・保険証を使った受診であること(装具代等不可)

※現物給付における注意事項

・一部負担金が21,000円であるため、実質の支払額(3分の1)が7,000円を超えた場合に、一旦それまでの分と合わせてお支払いされ、市へ領収書を提出してください。

・他の医療費助成制度(重心医療)の資格もお持ちの方は、一つの受診に対して1つの制度しか適用できません。ご自身の判断で選択してください。

●償還払いとなる場合●

- ・菊池市外の医療機関を受診した場合・市内でも入院した場合
- ・公費を使用して医療費が安くなる場合
- ・ひと月に1医療機関での一部負担金が21,000円を超えた場合
- ・装具代や高額医療に該当した場合

※償還払いにおける注意事項

・医療費は一旦医療機関に支払って下さい。

・「ひとり親家庭等医療費助成申請書」と併せて領収証を月ごと・病院ごと・外来・入院にわけて申請してください。(※ レシートでは受け付けられません。)

・領収証を紛失した場合には、申請書に、診療月・保険点数・金額を記入してもらってください。

※障害者自立支援法などによる受診の場合は助成に該当しません。

・高額医療に該当される場合には、各保険者に申請したのち、一部負担金(保険が適用された金額)の3分の2が支給されます。

支給日について

毎月15日までに申請された分をその月の28日に振り込みます。
15日が土日・祝日の場合は、前日となります。

支給申請の有効期限

受診された日の属する月の翌月から一年間です。

※問い合わせ先※

菊池市役所	子育て支援課	こども家庭支援係	電話	25-7214
七城支所	市民生活課	市民生活係	電話	25-1060
旭志支所	市民生活課	市民生活係	電話	25-3331
泗水支所	市民生活課	市民生活係	電話	25-2150

<新規認定に必要な書類>

- ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請書
- 委任状
- 口座振替依頼書
- 戸籍謄本(認定を受けようとする人全員分)
- 世帯全員の住民票(本籍・続柄とも必要)
- 所得に関する証明書(世帯分)《課税台帳記載事項証明書(世帯分)》
(所得に関する証明書は認定月が1月から7月の場合は前前年中の証明書
8月から12月の場合は前年中の証明書になります。)
- 保険証
- 状況により民生委員の証明書が必要な場合もあります。
- 個人番号(マイナンバー)の確認できるもの ※通知カードなど